

院内感染対策のための指針

キッコーマン総合病院（以下「病院」という。）は、患者さん及び病院従業員に安全で快適な医療環境を提供する必要から、感染予防と感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を定めました。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

病院における院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の特定・制圧・終息を図ることは病院にとって重要であります。このため、院内感染防止対策を全病院従業員が把握し、この指針に則った医療を患者さんに提供できるよう取り組みます。

2. 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

感染管理のための組織として、「院内感染対策委員会」「感染対策室」を設置し、各部署に「感染対策委員会メンバー」を配置する。また緊急時には、「院内感染対策委員会」を臨時・召集に同委員会開催いたします。

3. 院内感染対策のための病院従業員に対する研修に関する基本方針

病院従業員の感染対策に対する意識向上を図るため、感染対策に関する研修を年2回行うほか、必要に応じて行います。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防及びまん延の防止を図るため、病院における感染症の発生状況を週1回毎に「感染情報レポート」を作成して、必要な場合は紙面情報として病院従業員に周知しリアルタイムな情報の共有に努めます。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は次の対応を行い、かつ届出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症法に準じて行政機関へ報告します。

なお、感染症患者とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定されている対象疾患や院内感染の恐れがあると判断される者すべてをいいます。

(1) 通常時の対応

感染症患者が発生した場合は、担当医又は看護師長から「院内感染対策委員会」に報告するとともに「感染症発生報告書」を提出します。

(2) 緊急時（重大な院内感染等の発生）の対応

感染症患者の発生の緊急時（重大な院内感染等の発生）には、担当医又は看護師長から「院内感染対策委員会」に直ちに報告を行い、臨時の「院内感染対策委員会」を開催し、速やかな対策を講じます。

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者さん等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院ホームページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

7. 病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、「院内感染予防マニュアル」を整備して病院従業員への周知徹底を図ります。また、このマニュアルの定期的な見直しを行います。